

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成25年11月13日

【四半期会計期間】 第44期第2四半期(自平成25年7月1日至平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社幸楽苑

【英訳名】 KOURAKUEN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新井田 傳

【本店の所在の場所】 福島県郡山市田村町金屋字川久保1番地1
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。)

【電話番号】 024(943)3351(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 久保田 祐一

【最寄りの連絡場所】 福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

【電話番号】 024(943)3351(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 久保田 祐一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第43期 第2四半期 連結累計期間	第44期 第2四半期 連結累計期間	第43期
会計期間		自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	自平成25年4月1日 至平成25年9月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高	(千円)	18,202,057	18,158,793	36,067,456
経常利益	(千円)	356,948	192,206	709,146
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失()	(千円)	87,944	27,242	64,550
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	78,022	31,843	63,631
純資産額	(千円)	9,487,225	9,136,323	9,312,079
総資産額	(千円)	23,393,955	23,612,460	22,901,923
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は四半期純損失金額()	(円)	5.43	1.70	4.01
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	40.46	38.56	40.56
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	889,288	536,731	1,115,527
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,343,748	1,165,863	1,787,884
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	251,519	342,239	379,524
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	2,354,976	1,215,222	1,503,601

回次		第43期 第2四半期 連結会計期間	第44期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自平成24年7月1日 至平成24年9月30日	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	10.37	11.25

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)にて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）におけるわが国の経済は、政府による金融政策や経済対策への期待感から円安及び株高が進行し、輸出環境や企業収益の改善が見られるなど、景気回復の兆しがみられました。また、個人消費に関しましても、消費マインドが改善するなど、景気回復への期待感が高まっておりますが、来春の消費税増税に対する影響など实体经济は先行き不透明なものとなっております。

外食産業におきましても、コンビニエンス・ストア等の異業種業態の出店増に加え、原材料価格やエネルギーコストの高騰等により厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中で、当社グループは、すべてのお客様に感動・感激の場を提供できる店舗づくりを目指し、継続的な店舗QSC（クオリティ・サービス・クリンリネス）レベル向上対策と商品戦略強化に取り組みながら、1,000店舗体制実現と業界シェア拡大に向けた出店戦略に基づき、既存商勢圏内へのドミナント出店を積極的に推し進めてまいりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高18,158百万円（前年同期比0.2%減）、営業利益195百万円（同40.5%減）、経常利益192百万円（同46.1%減）、四半期純損失27百万円（前年同期 四半期純利益87百万円）となりました。また、当第2四半期連結会計期間末のグループ店舗数は523店舗（前年同期比28店舗純増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであり、金額については、セグメント間の内部売上高または振替高を含んで表示しております。

ラーメン事業

ラーメン事業においては、「商品価値の見直し」と「居心地の良い店舗」を柱とした既存店対策を実施しました。「価格」より「価値」を重視し、スープやチャーシューの品質を高めた新たな商品メニューの実験導入を39店舗にて実施するとともに、「30%増量！」の新ギョーザを導入いたしました。また、無料・割引クーポン券の配布や「大盛り無料」キャンペーンを定期的に行い、客数の増加に努めてまいりました。さらに、経年店舗のリニューアル（改装）を81店舗にて実施いたしました。

品質向上と原価低減対策として、小田原工場にチャーハンラインを新設するとともに、チャーシュー生産の内製化による「製造直販業」のメリット拡大に努めるとともに、店舗のエネルギーコスト削減を目的に、ガス量削減機器を導入いたしました。

これらの諸施策により既存店売上・客数の増加に努めてまいりましたが、厳しい経営環境の影響により当第2四半期連結累計期間における直営既存店の前年同期比は、売上高6.1%の減少、客数4.1%の減少となりました。

店舗展開につきましては、新規に直営店「幸楽苑」14店舗、出店形態別ではロードサイド5店舗、ショッピングセンター内フードコート9店舗を出店し、スクラップ・アンド・ビルドを直営店4店舗（うち、スクラップのみ1店舗）、スクラップを直営店2店舗で実施するとともに、フランチャイズ加盟店5店舗の直営化を実施いたしました。また、7月に海外3号店となる「ザ モール バンカピ店（タイ）」をオープンいたしました。これにより、当第2四半期連結会計期間末の店舗数は、直営店504店舗（前年同期比35店舗純増）となり、地域別には国内501店舗、海外3店舗、業態別には「幸楽苑」504店舗となりました。

この結果、売上高は17,621百万円（前年同期比0.2%増）となり、営業利益は1,112百万円（同13.0%減）となりました。

その他の事業

その他の事業は、フランチャイズ事業（ラーメン業態のフランチャイズ展開）、その他外食事業（和食業態の店舗展開）、損害保険及び生命保険の代理店業務、広告代理店業務を行っております。

フランチャイズ事業につきましては、直営店への切替5店舗、スクラップを1店舗で実施し、当第2四半期連結会計期間末の店舗数は17店舗（前年同期比6店舗減）となり、業態別には「幸楽苑」17店舗となりました。また、その他外食事業につきましては、当第2四半期連結会計期間末において直営店2店舗（前年同期比1店舗減）、業態別には「和風厨房伝八」2店舗となっております。

この結果、その他の事業の売上高は862百万円（前年同期比8.5%減）となり、営業利益は158百万円（同11.6%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて325百万円減少し、2,706百万円となりました。これは、現金及び預金が289百万円減少したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて1,036百万円増加し、20,906百万円となりました。これは、建物が598百万円、リース資産が409百万円それぞれ増加したことなどによります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて710百万円増加し、23,612百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて514百万円減少し、6,795百万円となりました。これは、一年内返済長期借入金が341百万円、流動負債「その他」に含まれる未払費用が164百万円それぞれ減少したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて1,400百万円増加し、7,680百万円となりました。これは、長期借入金が1,048百万円、固定負債「その他」に含まれるリース債務が339百万円それぞれ増加したことなどによります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて886百万円増加し、14,476百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて175百万円減少し、9,136百万円となりました。これは、利益剰余金が187百万円減少したことなどによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ288百万円（19.1%）減少し、1,215百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況と、それらの主な要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、前年同四半期に比べ352百万円（39.6%）減少し、536百万円となりました。

収入の主な内訳は、税金等調整前四半期純利益166百万円、減価償却費732百万円であり、支出の主な内訳は、法人税等の支払額238百万円、未払費用の減少額164百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、前年同四半期に比べ177百万円（13.2%）減少し、1,165百万円となりました。

収入の主な内訳は、定期預金の払戻による収入173百万円、投資有価証券の売却による収入116百万円であり、支出の主な内訳は、定期預金の預入による支出171百万円、投資有価証券の取得による支出241百万円、有形固定資産の取得による支出959百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、前年同四半期に比べ90百万円（36.0%）増加し、342百万円となりました。

収入の主な内訳は、長期借入れによる収入1,500百万円、短期借入れによる収入600百万円であり、支出の主な内訳は、長期借入金の返済による支出793百万円、短期借入金の返済による支出551百万円、リース債務の返済による支出260百万円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

当社グループは、平成21年5月14日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」という。）に基づき、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するため、買収防衛策の内容一部変更及び継続を目的とした「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続」（以下、「本対応策」という。）について決議し、平成24年6月20日開催の当社第42期定時株主総会における承認を得て継続しております。

会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーの方々との信頼関係を理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの概要

当社では、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させるため、平成24年3月期を初年度とする3ヵ年の新中期経営計画を策定し、その実現に向けてグループ全社を挙げて取り組んでおります。

この中期経営計画の経営方針は、

イ 500店舗、1,000店舗体制に向けた出店強化

(中期目標、2年以内に500店舗・長期目標、10年以内に1,000店舗達成を目指す。)

なお、平成24年10月に500店舗を達成しております。

ロ 既存店活性化対策

(既存店売上高前年比98～100%の維持)

ハ 商品開発力の強化とコア商品のブラッシュアップ

ニ マーチャンダイジングシステムの再構築

ホ 大量出店に対応した人材確保と教育システムの強化

ヘ 財務体質の強化

ト コーポレートガバナンス重視経営

また、長期数値目標値として、経常利益率10%、投下資本利益率(ROI)20%以上、自己資本利益率(ROE)10%以上の実現と継続を掲げ、経営効率の改善に努めてまいります。

本対応策の概要

イ 本対応策の対象となる当社株式の買付

本対応策の対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、または既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為(以下、「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」という。)とします。

ロ 大規模買付ルール概要

大規模買付者は、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただき、当社はこの意向表明書の受領後、大規模買付者から当社取締役会に対して、当社の株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語で記載された情報(以下、「大規模買付情報」という。)の提出を求めます。

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間を設定し、当社取締役会は独立委員会による勧告を受ける他、適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。

ハ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は例外的に当社株主の皆様の利益を守るために適切と判断する対抗措置を講じることがあります。

ニ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令により認められる措置(以下、「対抗措置」という。)を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。

対抗措置の合理性及び公平性を担保するための制度及び手続

イ 独立委員会の設置

当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置しております。

□ 対抗措置発動の手続

対抗措置をとる場合には、独立委員会は、大規模買付情報の内容等を十分勘案した上で対抗措置の内容及びその発動の是非について当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

八 対抗措置発動の停止等について

対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらかじめ独立委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止または変更などを行うことがあります。

本対応策の有効期間

本対応策の有効期間は、平成27年6月に開催予定の定時株主総会終結時までであります。

本対応策に対する当社取締役会の判断及びその理由

イ 本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

当社の財務・事業方針の決定を支配する者の在り方は、当社の実態を正確に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないという観点から、本対応策は、大規模買付者が当社の支配者として相応しい者であるか否かを判別するためのシステムとして構築しました。本対応策により、当社取締役会は、大規模買付者は、当社の正確な実態理解をしているか、当社の経営資源をどのように有効利用する方針なのか、これまでの当社とステークホルダーの関係にどのような配慮をしているか、これらを踏まえ当該大規模買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるようになるのか等を検討することで当社の支配者として相応しいか否かの判別をし、そのプロセス及び結果を投資家の皆様に開示いたします。

□ 本対応策が当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し向上させることを目的に作成したものです。当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しております。

八 本対応策が当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

買収防衛策を導入することは、得てして取締役（会）の保身と受取られる可能性のある意思決定事項であることは承知しております。そのため、このような疑義を生じさせないため、本対応策の効力発生は株主総会での承認を条件としておりますし、本対応策の継続または廃止に関しましても株主総会の決定に従います。さらに、当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも取締役会の恣意性を排除するために外部者により構成する独立委員会のシステムを導入しております。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は40百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,274,241	16,274,241	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	16,274,241	16,274,241		

(注) 提出日現在の発行数には、平成25年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年6月19日
新株予約権の数	10,330個 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,033,000株 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,261円 (注)3、4
新株予約権の行使期間	自 平成25年10月1日 至 平成28年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,290円 資本組入額 645円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の割当日時点において、当社又は当社子会社の取締役及び従業員の地位にあり、新株予約権の行使時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。但し、新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、当社又は当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。</p> <p>新株予約権の割当個数の全部又は一部につき新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権の行使は、割り当てられた新株予約権の個数の整数倍の単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>その他新株予約権の行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

- 3 新株予約権の割当日後に、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 4 新株予約権の割当日後に、当社普通株式につき、時価を下回る価額で株式を発行し又は自己の株式を処分する場合（会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換（取得）、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第263条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下、「再編対象会社新株予約権」という。）を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の権利行使期間の満了までとする。
- (6) 再編対象会社新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
増加する資本準備金の額は、上記に記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の取得条件
注6に準じて決定する。

6 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合には、当社取締役会の決議がなされた場合）、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社はその有する未行使の新株予約権を無償で取得することができるものとする。

上記及びの場合における手続は、当社が定めるところによる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日		16,274,241		2,665,386		2,611,794

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	平成25年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
有限会社エヌテイ商事	福島県郡山市大槻町字中野23 5	4,168	25.61
日東富士製粉株式会社	東京都中央区新川1 3 17	445	2.73
幸楽苑従業員持株会	福島県郡山市田村町金屋字川久保1 1	409	2.51
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1 23 1	337	2.07
株式会社東邦銀行	福島県福島市大町3 25	321	1.97
株式会社大東銀行	福島県郡山市中町19 1	266	1.63
資産管理サービス信託銀行株式 会社(信託E口)	東京都中央区晴海1 8 12 晴海アイランドトリトンスクエア オフィス タワーZ棟	250	1.53
サッポロビール株式会社	東京都渋谷区恵比寿4 20 1	180	1.10
アリアケジャパン株式会社	東京都渋谷区恵比寿南3 2 17	156	0.95
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1 3 3	150	0.92
計		6,684	41.07

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14,700		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式16,196,700	161,967	同上
単元未満株式	普通株式 62,841		同上
発行済株式総数	16,274,241		
総株主の議決権		161,967	

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式には、当社が導入した「株式給付信託(J-ESOP)」の信託口が所有する250,200株は含まれておりません。
2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,300株(議決権13個)含まれております。
3. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式43株及び証券保管振替機構名義の株式45株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社幸楽苑	福島県郡山市田村町金屋字 川久保1 1	14,700		14,700	0.09
計		14,700		14,700	0.09

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,696,117	1,406,597
売掛金	199,127	139,934
たな卸資産	¹ 248,364	¹ 281,847
その他	888,420	877,842
流動資産合計	3,032,030	2,706,221
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	5,700,089	6,298,629
土地	3,954,241	3,954,241
リース資産(純額)	3,548,173	3,957,706
その他(純額)	1,304,005	1,218,144
有形固定資産合計	14,506,510	15,428,721
無形固定資産	174,802	174,720
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2,103,703	2,160,863
その他	3,086,095	3,143,235
貸倒引当金	1,218	1,303
投資その他の資産合計	5,188,580	5,302,796
固定資産合計	19,869,893	20,906,238
資産合計	22,901,923	23,612,460
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,535,681	1,484,767
短期借入金	251,000	309,600
1年内返済予定の長期借入金	1,586,320	1,244,790
未払法人税等	277,477	238,929
店舗閉鎖損失引当金	172	8,836
その他	3,659,477	3,508,776
流動負債合計	7,310,129	6,795,700
固定負債		
長期借入金	2,939,210	3,987,580
資産除去債務	646,827	676,436
その他	2,693,676	3,016,420
固定負債合計	6,279,714	7,680,436
負債合計	13,589,844	14,476,137

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,661,662	2,665,386
資本剰余金	2,658,096	2,661,807
利益剰余金	4,280,468	4,093,191
自己株式	320,255	320,256
株主資本合計	9,279,971	9,100,128
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	12,141	11,103
為替換算調整勘定	1,301	4,865
その他の包括利益累計額合計	10,839	6,237
新株予約権	21,268	29,957
少数株主持分	-	-
純資産合計	9,312,079	9,136,323
負債純資産合計	22,901,923	23,612,460

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
売上高	18,202,057	18,158,793
売上原価	4,889,523	4,680,168
売上総利益	13,312,534	13,478,625
販売費及び一般管理費	12,983,544	13,283,124
営業利益	328,989	195,500
営業外収益		
受取利息	17,425	15,458
固定資産賃貸料	78,064	85,493
その他	60,529	72,199
営業外収益合計	156,019	173,152
営業外費用		
支払利息	35,164	44,581
シンジケートローン手数料	3,593	35,819
固定資産賃貸費用	77,534	78,307
その他	11,766	17,738
営業外費用合計	128,060	176,446
経常利益	356,948	192,206
特別利益		
投資有価証券売却益	-	30,579
新株予約権戻入益	494	21,175
その他	30,806	12,079
特別利益合計	31,300	63,834
特別損失		
投資有価証券評価損	11,253	25,936
減損損失	70,375	46,438
その他	1,803	16,970
特別損失合計	83,432	89,345
税金等調整前四半期純利益	304,816	166,695
法人税、住民税及び事業税	328,560	200,180
法人税等調整額	105,102	6,242
法人税等合計	223,457	193,937
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	81,359	27,242
少数株主損失()	6,585	-
四半期純利益又は四半期純損失()	87,944	27,242

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	81,359	27,242
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,104	1,037
為替換算調整勘定	768	3,564
その他の包括利益合計	3,336	4,601
四半期包括利益	78,022	31,843
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	84,215	31,843
少数株主に係る四半期包括利益	6,193	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	304,816	166,695
減価償却費	559,625	732,743
減損損失	70,375	46,438
受取利息及び受取配当金	21,121	19,610
支払利息	35,164	44,581
売上債権の増減額(は増加)	14,475	59,193
たな卸資産の増減額(は増加)	6,798	33,482
その他の資産の増減額(は増加)	193,262	7,102
仕入債務の増減額(は減少)	67,265	31,722
未払費用の増減額(は減少)	394,732	164,778
その他の負債の増減額(は減少)	18,157	4,560
その他	96,851	13,950
小計	1,546,700	816,549
利息及び配当金の受取額	5,105	5,097
利息の支払額	34,818	44,697
法人税等の支払額	625,097	238,717
その他の支出	2,601	1,500
営業活動によるキャッシュ・フロー	889,288	536,731
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	309,256	171,500
定期預金の払戻による収入	164,013	173,501
有形固定資産の取得による支出	634,617	959,229
投資有価証券の取得による支出	8,000	241,849
投資有価証券の売却による収入	-	116,530
敷金及び保証金の差入による支出	76,318	25,471
敷金及び保証金の回収による収入	39,211	12,256
建設協力金の支払による支出	566,258	25,600
建設協力金の回収による収入	103,532	106,363
長期前払費用の取得による支出	-	90,328
その他	56,055	60,536
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,343,748	1,165,863
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	157,792	260,849
短期借入れによる収入	-	600,000
短期借入金の返済による支出	-	551,000
長期借入れによる収入	1,400,000	1,500,000
長期借入金の返済による支出	528,180	793,160
ストックオプションの行使による収入	-	7,296
自己株式の増減額(は増加)	299,968	12
配当金の支払額	162,539	160,035
財務活動によるキャッシュ・フロー	251,519	342,239
現金及び現金同等物に係る換算差額	364	1,485
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	202,574	288,378
現金及び現金同等物の期首残高	2,557,551	1,503,601
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,354,976	1,215,222

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
商品及び製品	99,752千円	112,234千円
仕掛品	5,166	9,185
原材料及び貯蔵品	143,445	160,428
計	248,364	281,847

2 偶発債務

当社は平成22年3月31日において、店舗建物の賃貸借契約に係る保証金または建設協力金の返還請求権691,804千円を信託し、信託受益権の一部511,754千円を譲渡しました。

なお、当該譲渡に関して原債務者が、保証金または建設協力金の返還が不能となった場合など特定の事由が発生した場合、当社は譲渡先に対して当該返還不能となった金額を支払う義務があります。

当該支払義務が発生する可能性がある金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
	203,669千円	141,243千円

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
給与手当	6,271,578千円	6,253,577千円
退職給付費用	97,897	101,438
賃借料	2,283,388	2,312,894

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
現金及び預金	2,780,469千円	1,406,597千円
預入期間が3か月を超える定期預金	425,492	191,375
現金及び現金同等物	2,354,976	1,215,222

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年4月25日 取締役会	普通株式	162,539	10	平成24年3月31日	平成24年6月21日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年10月30日 取締役会	普通株式	160,037	10	平成24年9月30日	平成24年12月3日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託に対する配当金2,502千円を含めておりません。これは、本信託が保有する当社株式を自己株式として認識しているためです。

3. 株主資本の著しい変動

平成24年7月25日開催の取締役会において決議いたしました「株式給付信託(J-ESOP)」の導入により、自己株式を299,968千円取得し、当第2四半期連結会計期間末における自己株式は320,005千円となっております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年4月23日 取締役会	普通株式	160,035	10	平成25年3月31日	平成25年6月20日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託に対する配当金2,502千円を含めておりません。これは、本信託が保有する当社株式を自己株式として認識しているためです。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年10月29日 取締役会	普通株式	160,092	10	平成25年9月30日	平成25年12月2日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託に対する配当金2,502千円を含めておりません。これは、本信託が保有する当社株式を自己株式として認識しているためです。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは「ラーメン事業」のみであり、セグメント情報の開示の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()	5円43銭	1円70銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (千円)	87,944	27,242
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額() (千円)	87,944	27,242
普通株式の期中平均株式数 (株)	16,182,816	16,007,814

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託が所有する当社株式については、四半期連結財務諸表において自己株式として認識しているため、「普通株式の期中平均株式数」は、当該株式数を控除して算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第44期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)中間配当については、平成25年10月29日開催の取締役会において、平成25年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	160,092千円
1株当たりの金額	10円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成25年12月2日

- (注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託に対する配当金2,502千円を含めておりません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月13日

株式会社幸楽苑
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 和 郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 満 山 幸 成 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社幸楽苑の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社幸楽苑及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。